

黒潮町道の駅基本構想策定業務委託業務 公募型プロポーザル企画提案書作成要領

企画提案書の作成要領は以下のとおりです。

1. 本業務の目的

本業務は黒潮町の将来像を実現するために必要な道の駅として、3つの基本的な機能（休憩、情報発信及び地域連携）に加え、地方創生・観光を加速する拠点（地域経済発展、防災機能及び地域連携）となりうる「道の駅」の整備内容を検討し、求められる機能と施設の規模について、基本となる構想を策定することを目的とします。

2. 委託期間

「黒潮町道の駅基本構想策定業務委託業務 公募型プロポーザル実施要領」に記載のとおりです。

3. 提出書類

提出書類、様式及び提出部数は以下のとおりです。

＜企画提案書＞

書類名称		様式及び規格	制限枚数	提出部数
ア	企画提案書表紙	様式第5号	—	[紙媒体]
イ	法人等概要書	任意様式 (A4 横長、横書き)	1 ページ	正本 1 部
ウ	提案書 ①基本構想策定 ・計画条件の整理 ・基本理念 ・導入機能の基本方針 ・建設予定地の土地造成 ・整備及び管理運営手法 ②業務実績 ・関連業務の受注実績 ・実施体制	任意様式 (A4 横長、横書き)	30 ページ	[電子媒体] 1 部
エ	業務見積書	任意様式 (A4 横長、横書き)	4 ページ	

4. 提出方法

紙媒体、電子媒体で提出方法が異なります。必ず両方の提出を行ってください。

(1) 紙媒体

持参または郵送（宅配）

※持参の場合には、開庁時間内（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分）に事前連絡のうえ、来庁ください。

※郵送（宅配）の場合には、可能な限り書留郵便又は配達証明付の方法をご選択ください。配送中の事故において提出期限内に到着しなかった場合、受付はできません。

(2) 電子媒体

黒潮町電子申請システムによる提出

https://apply.e-tumo.jp/town-kuroshio-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11083

※ファイル形式はPDF、Word、Excel、PowerPointいずれかでお送りください。

5. 提出期限

7月31日（水） 午後3時まで

6. 提出先（紙媒体）

黒潮町 産業推進室 商工係

担当者：今城、下谷

〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地

電話番号：0880-43-2113

メールアドレス：10420040@town.kuroshio.lg.jp

（「lg」は「LG」の小文字です）

7. 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し、受理したときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールで通知します。

8. 企画提案書の記載内容

(1) 法人等概要書

以下の内容を含めて記載してください。

商号、本店所在地、所在地（本業務に関与する支店等）、代表者氏名、設立年月日、資本金、従業員、主たる業務内容

(2) 提案書

「黒潮町道の駅基本構想策定業務委託業務 公募型プロポーザル仕様書」を参考に、作成してください。

(3) 業務見積書

本業務の実施に必要な経費について、積算内容を記載してください。翌年度の保守費用は評価対象外ですが、参考までに記載ください。

9. スケジュール

本業務の主なスケジュールは以下のとおりです。業務推進上、よりよいスケジュール案がある場合には提案をしてください。ただし、契約期間を変更する提案はできません。

時 期	内 容
令和6年 8月	契約締結
令和6年 9月	第1回整備検討委員会の実施
令和6年10月	第2回整備検討委員会の実施
令和6年11月	先進地視察
令和7年 1月	第3回整備検討委員会の実施
令和7年 2月	第4回整備検討委員会の実施

10. プロジェクト計画書

契約締結後、14日以内にスケジュール、作業概要、業務体制（連絡体制含む）、進捗管理・情報共有・課題管理方法等を記載したプロジェクト計画書を提出してください。

11. 留意事項

- ・企画提案書は1者1提案までとします。
- ・提案書にはページ番号を記載してください。
- ・ページ数は3。提出書類に記載のとおりですが、提案書中に中表紙を使用する場合には制限枚数に含めません。
- ・提案書はA4版を原則としていますが、やむを得ない場合にはA3版を使用しても構いません。
- ・企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- ・提出された企画提案書が以下に該当する場合、無効となることがあります。
虚偽の内容が記載されている場合、内容や提出方法が本要領に適合しない場合

12. その他

- ・本業務の成果物に関する著作権は当町に属するものとします。ただし、受託者が従前より保有する著作権については受託者に留保されるものとします。
- ・本業務において知り得た秘密情報は本業務の目的以外の使用、第三者に開示もしくは漏洩しないでください。また、契約期間終了後も本内容は厳守してください。
- ・本業務について再委託は原則禁止とします。ただし、本提案において再委託が妥当と認められた場合にはこの限りではありません。一部を再委託する場合には、事前に再委託の範囲、再委託先等を町に提示し、承認を得てください。再委託先に問題が発生した場合には、受託者の責任において解決するものとします。また、再委託先のセキュリティ教育等、基本的な教育については受託者にて実施してください。
- ・その他、本業務実施にあたり必要な事項が発生した場合、両者協議の上定めることとします。

以上